

# 青森県報

第三千五百六十七号

平成二十四年

七月二十日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
右	同	二
右	同	二
右	同	二
右	同	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出	(障害福祉課)	四
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	五
肥料登録の有効期間の更新	(食の安全・安心推進課)	五
建設業者の許可の取消し	(県民局)	五
右	同	六
選挙管理委員会		
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正	(事務局)	六

## 告 示

## 示

青森県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
つがる西北五広域連合	五所川原市字岩木町一	訪問看護	つがる西北五広域連合	五所川原市金木町菅原一三の	平成二十四・四・一
"	"	"	つがる西北五広域連合	つがる市木造末広四三の三	"
"	"	"	つがる西北五広域連合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸一	"
"	"	"	つがる西北五広域連合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸一	"
"	"	訪問介護	つがる西北五広域連合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸一	"
"	"	訪問介護	つがる西北五広域連合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸一	"
医療法人夏堀デンタルクリニック	八戸市城下二丁目一五の二八	居宅介護	医療法人夏堀デンタルクリニック	三戸郡南部町大字米地町中	"
"	"	居宅介護	医療法人夏堀デンタルクリニック	三戸郡南部町大字米地町中	"
有限会社アムデイカルシステム	八戸市大字鮫町の字古馬屋三三三四三	居宅介護	八戸南薬局	八戸市大字新井田字横町四七	二四・六・五

有限会社サワカミ薬局	株式会社ゆとり	株式会社杏苑	合同会社一成	有限会社佐々木ケアサービス	特定非営利活動法人在宅生活	社会福祉法人福生会	"	"	"	社会福祉法人福生会
三沢市下久保三丁目六の五	八戸市諏訪二丁目六の一八	黒石市大字牡丹平字福民西八八の二三	弘前市大字境関字亥ノ宮五三の四	つがる市稲垣町一豊川初瀬山九の	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二	三戸郡南部町大字城渡字下外窪一六の六七	"	"	"	八戸市大字市川町字夏秋四
"	訪問看護	訪問介護	通所介護	認知症対応型通所介護	福祉用具貸与	訪問介護	通所介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
サワカミ薬局 局東店	訪問看護ステーション ゆとり	訪問介護事業所 あんずの里	デイサービスセンター 孫の手	グループホーム 佐々木	在宅生活レインタルサービス	スマイルセンター	デイサービスセンター スマイル	グループホーム「イル荘」	石堂さくら通りしおん	りんごっこ 寿楽荘
十和田市東十二番町一四の二七	八戸市青葉三丁目一六の一五	黒石市大字牡丹平字福民西八八の二三	平川市大字猿賀一平南田四二の一	つがる市稲垣町一豊川初瀬山九の	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六二の五	三戸郡南部町大字城渡字下外窪一六の六七	"	"	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市大字田向二丁目ノ田三六の二
二四・五三〇	二四・六一	"	二四・四一	二四・六一	"	"	"	"	"	二四・五一

青森県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所	名称	所在地	指定年月日
株式会社杏苑	黒石市大字牡丹平字福民西八八の一三	居宅介護支援事業所 あんずの里	"
有限会社リブライズ	八戸市大字妙字桶屋平九の六〇	居宅介護支援事業所 森ここの	平成二四・六一
社会福祉法人福生会	三戸郡南部町大字城渡字下外窪一六の六七	居宅介護支援事業所 スマイル居宅介護	"

青森県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	名称	所在地	指定年月日
特定福祉用具販売事業所	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人在宅生活	上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二二六の二	在宅生活レインタルサービス	平成二四・六一

青森県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十



特定非営利活動法人在宅生活	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六二の五	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二六二の五	平成二四年・六・一		

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人寿栄会	医療法人 謙昌会	八戸市大字大久保字大山三一の二	八戸市大字大久保字大山三一の二	名称	居宅介護事業者
八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市大字市川町字夏秋四	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
認知症対応型共同生活介護	通所介護	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	種類	居宅介護事業所
たむかい寿楽荘	石堂さくら通り口ジェ	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	名称	居宅介護事業所
八戸市大字田向字間ノ二	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	所在地	居宅介護事業所
二四・五・一	平成二四年・四・一	二四・五・一	平成二四年・四・一	変更年月日	変更年月日

青森県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人寿栄会	医療法人 謙昌会	八戸市大字大久保字大山三一の二	八戸市大字大久保字大山三一の二	名称	介護予防事業者
八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市大字市川町字夏秋四	八戸市大字市川町字夏秋四	主たる事務所の所在地	介護予防事業者
介護予防認知症対応型共同生活介護	通所介護	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	種類	介護予防事業所
たむかい寿楽荘	石堂さくら通り口ジェ	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	名称	介護予防事業所
八戸市大字田向字間ノ二	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	八戸市石堂二丁目二九の七	所在地	介護予防事業所
二四・五・一	平成二四年・四・一	二四・五・一	平成二四年・四・一	変更年月日	変更年月日

青森県告示第五百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区 別	名 称	所 在 地	変更新年月日
変更前	有限会社はら調剤薬局	五所川原市字布屋町九の六	平成二四・七一
変更後	つがる調剤薬局		

青森県告示第五百九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	名 称	所 在 地	診 療 科 目	指 定 年 月 日
	高橋 研太郎	三沢市大字三沢市立三沢病院		
				平成二四・八一

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十四年七月五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三四〇号	魚かす粉末	純有機六号	窒素全量七・〇 りん酸全量五・〇	公定規格 のとおり	丸光水産株式会社 八戸市諏訪二丁目二六の一
青森県第三四一号	魚かす粉末	純有機七号	窒素全量八・〇 りん酸全量四・〇	公定規格 のとおり	六
青森県第三五五号	蒸製骨粉	豚蒸製骨粉	窒素全量三・〇 りん酸全量二〇・〇	公定規格 のとおり	三共理化学工業株式会社 東京都渋谷区代々木一丁目五
青森県第三五六号	肉骨粉	ポーク&チキンミール	窒素全量九・五 りん酸全量五・〇	公定規格 のとおり	五

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 隆伸工業株式会社
- 二 代表者の氏名 敦賀 鉄幸
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎二〇の三五
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第〇〇五三〇三号
- 五 取消年月日 平成二十四年六月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管、造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十四年六月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社珍田工業
- 二 代表者の氏名 珍田 恭一
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字中里字亀山七八四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第〇一九五五号
- 五 取消年月日 平成二十四年七月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十四年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

二の表中

景楓荘	黒石市末広五三の一	を
景楓荘	黒石市大字赤坂字池田一三三の一	に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------